

# 磐田市立豊浜小学校 いじめ防止基本方針

いじめは、決して許される行為ではありません。いじめられている子を発見したら、最後まで守り抜き、いじめをしている子には、毅然として指導していく必要があります。いじめを防止するためには、子どもたち一人一人がいじめは絶対にしてはいけないことという意識をもち、自他を認め合い、いじめを許さない雰囲気づくりが大切になります。また、いじめ防止基本方針を策定し、いじめ防止推進の体制を構築し、適切な対応ができるようにします。

## 1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### (2) いじめの基本認識

- ① いじめはどの子どもにも、どの学級にも起こり得るものである。
- ② いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ③ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ④ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑤ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要です。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要があります。子どもたち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要があります。

### (3) いじめの態様

いじめの態様について、その行為が場合によっては犯罪行為と認められる場合があり、その際にはいじめられている子の人権を守り、大切な命を守るという観点から、警察署を含む関係諸機関と連携をとりながら毅然とした対応をとることが必要になってきます。以下はいじめの主な態様と抵触する可能性のある刑罰規定です。

### (4) いじめの認知

- ① けんかやふざけ合いで合っても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。 「平成29年3月いじめ防止等のための基本方針改定」
- ② いじめの認知は、被害児童生徒の立場に立って行う。程度の軽い1回であっても、被害児童生徒が「心身の苦痛」を感じていればいじめである。

#### 〈分 類〉

#### 〈刑罰規定〉

- ア 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる ……………▶脅迫、名誉毀損、侮辱
- イ 仲間はずれ、集団による無視  
※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする ……………▶暴行
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする ……………▶暴行、傷害
- オ 金品をたかられる ……………▶恐喝

- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする ……………▶窃盗、器物破損
- キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする ……▶強要、強制わいせつ
- ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる ……………▶名誉毀損、侮辱

## 2 いじめの未然防止への手立て

- (1) 全職員で全児童の指導に当たる。担任だけでなく、気が付いた職員がいつでもどこでも声を掛け、指導する。
- (2) アンケートを行い、実態把握に努める。年に2回、心のアンケートを実施し、子どもたちの今の心持ちをつかみ、理解する。アンケート結果は全職員に回覧し、共通理解を図る。
- (3) 教師自身がよい手本となり、正しい言葉遣い、温かいまなざし、優しい対応、時には厳しい指導を真剣な態度で行う。
- (4) 自尊感情を高めることができるような縦割り活動、学級活動、学校行事を企画し、進めていく。ユウカリ活動や縦割り清掃など、協力、協働の気持ちを育てる活動を意図的に組んでいく。
- (5) 道徳教育の充実を図る。いじめを取り上げた教材や資料を定期的に扱い、道徳的心情を育て、道徳的判断力を高める。
- (6) 人権教育の充実を図る。子どもたちが人の痛みが分かり、相手を思いやる気持ちを育てることができるよう、折に触れ、人間関係プログラム等を実践していく。
- (7) 保護者や地域の方々への啓蒙と働きかけを進める。参観会や学校協議会、学府の話し合いの際に、いろいろな情報交換をしていじめに対するアンテナを高くする。

## 3 いじめの早期発見

いじめの早期発見には、日頃から子どもたちと職員との信頼関係が大切です。いつでも何でも言える関係をつくっておくことがいじめの早期発見につながります。日頃から担任だけでなく、「豊浜小の先生はどの先生も明るくて気軽に話せる」ということを心掛けていきます。

### 【具体的な手立て】

- (1) 子どもの様子を観察し、何気ない会話にも心を留める。
- (2) 日記や本読みカードなどを活用し、保護者や子どもの声をいつでも聞ける環境づくりを心掛ける。
- (3) 子ども同士で遊んだり会話したりしている様子を注意深く観察する。
- (4) いじめは本人からの訴えは少ないので、友達からの訴えに注意深く耳を傾ける。
- (5) 教育相談の充実を図り、子どもにとって相談できる先生や相談できる場があることを知らせる。
- (6) 心のアンケートを年2回実施する。(5月、10月)

## 4 いじめへの対応

いじめやその兆候を発見した際は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をします。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて担任が一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応することが重要です。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守っていきます。

### 【いじめ対応の流れ～いじめ情報をキャッチしたら～】

- (1) 正確な状況把握をする。(当事者・周りの子ども・からの個別もしくはグループでの聞き取り)
  - ◆だれがだれをいじめているのか? 【加害者と被害者の確認】
  - ◆いつ、どこで起こったことなのか? 【時間と場所の確認】
  - ◆どんな内容のいじめなのか? どんな被害をうけたのか? 【内容】
  - ◆いじめのきっかけは何なのか? 【背景と要因】

◆いつ頃から始まり、どのくらいの期間続いているのか？ 【期間】

- (2) 情報の共有を図る。(生徒指導委員会、生徒指導援助会を開き、関係職員、場合によっては全職員で共通理解し、いじめの全体像を把握する)
- (3) 指導体制・指導方針の決定(指導のねらいを明確にし、対応職員の役割分担を決める。場合によっては、教育委員会や関係諸機関との連携を図る。)
- (4) 子どもへの指導を進める。(いじめられた子どもを保護し、心配や不安を取り除く。加害児童には、相手の痛みや苦しみに思いを寄せる指導を行い、いじめは決して許されない犯罪行為である」という人権意識・遵法意識をもたせる。)
- (5) 保護者との連携を図る。(教育相談を実施し、具体的な対策を話し合う。協力を求め、今後の指導や連携について話し合う。)
- (6) 継続的指導・事後指導を進める。(教育相談の充実と心の教育の充実、個別観察等を継続する。)

## 5 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努めることが求められます。未然防止には、子どものパソコンや携帯電話、スマートフォン等を保護者にきちんと管理してもらうこと等、保護者と連携した取組を行う必要があります。基本的には市教育委員会発行「児童生徒が安心して学べる学校にするために」保護者の皆様に承知しておいていただきたいこと」に記載されている通り、携帯電話、インターネット等に関するトラブルは原則的に保護者責任で対応をお願いしていますが、情報モラルに欠ける行為をしてしまった児童や被害にあった子どもへの指導、トラブル後の人間関係の修復、心理面のケア等については、学校も積極的に対応します。また、学校では高学年児童を対象にして「ケータイ教室」等を実施し、その利用の基本的な方法や情報モラルについて指導を進めていきます。原稿 ※令和4年度スマホ・ケータイ教室は、4・5・6年生を対象に学年部で計画して行います。

## 6 いじめ問題に取り組む体制と組織

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。各学校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要がある。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開することが大切である。

- ① 生徒指導援助会 (校長・教頭・生徒指導主任・担任)
- ② いじめ対策委員会 (校長・教頭・教務・生徒指導主任・養護教諭・担任・スクールカウンセラー)